

園芸福祉の効用と地域福祉との親和性 —当事者からコミュニティまで—

From “Tojisha” to Community and vice versa : The Utility of Horticultural Well-being and its Affinity with Community Social Work

武山 梅 乗

Umenori TAKEYAMA

要約

園芸福祉は、「花や野菜、果物、その他の緑の栽培や育成、配植、交換・管理・運営、交流などを通じて、みんなで幸福になろうという思想であり、技術であり、運動であり、実践」である。そのような園芸福祉の「ホリスティック」な定義は、「園芸福祉」をさまざまな資源を結びつけるプラットフォームとして位置づけているというメリットの反面、何が園芸福祉で何がそうではないかという混乱を招くというデメリットの原因ともなる。そこで、「園芸福祉」とは何かを明確にするために、当事者志向／地域志向、経済的志向／社会（非経済）的志向と2つの軸の組み合わせによって、園芸福祉実践を、「Ⅰ社会関係資本」「Ⅱコミュニティ」「Ⅲケア」「Ⅳヘルスケアビジネス」の4つにカテゴリーライズされるモデルとして想定してみる。

実際に各地で実践されている園芸福祉活動のいくつかを「園芸福祉活動におけるモデル図」に位置づけてみると、「経済的志向／社会的志向」軸においては、社会的志向にその活動が偏っているが、「当事者志向／地域志向」軸では、その活動が、園芸福祉を実践する団体の性質、あるいはそのメンバーの個性等によって当事者からコミュニティまでの幅広い領域で展開されているといえる。また、このモデル図が示している園芸福祉の概念は、地域福祉の概念、とりわけコミュニティソーシャルワークの考え方、活動と親和性をもっている。

園芸福祉のモデル図は、地域福祉における「地域」を考える上で重要な含みを示している。園芸福祉実践において想定されている地域＝コミュニティは、地域福祉が前提とするような社会的マネジメントの対象としての「コミュニティ」というコミュニティ観の改訂を否応なしに私たちに突きつけてくるだろう。また、その逆に、地域における障害者自立生活運動から広く社会に浸透しつつある「当事者主権」という視点では、園芸福祉における「療法的かわかりを必要とする対象者」という被援助者観を見直す足がかりとなるものであろう。

Keywords : 園芸福祉、園芸療法、地域、コミュニティソーシャルワーク、当事者
Horticultural Well-being、Horticultural Therapy、
Community、Community、Social Work、 “Tojisha”

1. はじめに

本稿の目的は、「園芸福祉 (Horticultural Well-being)」の概念を整理してその実践をモデル化し、そのモデルから実際に「園芸福祉」の名の下に行われている活動の意義を地域＝コミュニティという視点から明らかにしたうえで、園芸福祉と地域福祉との親和性を探ることにある。まず、「園芸福祉」の概念を整理してそれを分析するための軸を設定し、園芸福祉の類型化を試みる。その上で、「園芸福祉」の名の下に行われているいくつかの活動を地域＝コミュニティという視点からそのモデルに位置づけてみる。最後に、そのことを通じて、園芸福祉の概念と地域福祉のそれとの親和性を明らかにし、園芸福祉を地域福祉と接合させること、あるいはその逆によって、視界に入るものの園芸福祉、地域福祉双方における意義を明らかにしていく。

園芸福祉は、2000年に設立された特定非営利法人日本園芸福祉普及協会（以下日本園芸福祉普及協会）によって定義づけられ、その全国への普及がはかられてきた。同協会によれば、園芸福祉とは、「花や野菜、果物、その他の緑の栽培や育成、配植、交換・管理・運営、交流などを通じて、みんなで幸福になろうという思想であり、技術であり、運動であり、実践」であるという⁽¹⁾。2000年以降、全国各地において、普及協会が養成した園芸福祉士たちによって、自らが暮らす地域に根差したさまざまな園芸福祉活動が実践されてきた。

各地において実践される園芸福祉活動は、日本園芸福祉普及協会によって示されている園芸福祉の理念は共有するものの、活動が展開されている地域の特性や実践組織のリーダーの専門性や組織編成パターン等によってさまざまな形態をとっている。園芸福祉の活動を通じて、コミュニティもしくは福祉コミュニティの構築を試みようとしたり、あるいはその活動が障害者の就労支援の有効なツールとなったりと、園芸福祉が地域福祉における有効な資源として機能していることに間違いはないが、しかし、園芸福祉とはいいながら、そこには社会福祉制度や地域における資源との間に脆弱な結びつきしかないのが現状であるといえる。

園芸福祉の学術的背景についていえば、これまで、主として農業・園芸分野の研究者たちと園芸療法の研究者及び実践者たちが、園芸福祉の現状について述べ、その意義や課題を論じてきた。前者を代表するのが松尾英輔の一連の園芸福祉研究であろう。松尾は、園芸の効用という視点から園芸福祉の概念整理を行い、そ

の可能性、課題等について論じている（松尾、2001;2005;2013）。また、後者については、日本においては作業療法の一つとして位置づけられる園芸療法の研究者や実践者たち、例えば、豊田（2013）や吉長ら（2022）は、自らその実践と係りあい園芸療法の有効性をはかる一方で、その有効性をさらに高めるためのバックグラウンドとしての園芸福祉の可能性や課題について検証を行っている。

しかし、園芸福祉を社会的または地域的な文脈においてとらえ、その意義や展開可能性について正面から論じた研究、園芸療法を地域づくりや地域福祉における資源開発と結びつけて論じ、その可能性を指摘したものは、私見によれば、まだ存在しない。私もこれまでに与えられた幾度かの機会の中で園芸福祉の社会的な意義について論じてみたが（武山、2014;2015;2017;2019）、しかし、これまでの私の研究は、どちらかといえば、各地域における園芸福祉実践の意義を個別に考察する「点」としての研究といえる。農地の有効活用や農福連携、ケアリングコミュニティの創造等が喫緊の課題となりその解決が求められている現在、色々な意味で全体的な視野から、研究を「面的」に展開していく必要があるだろう。

そこで、本稿では、まず「園芸福祉」の概念を整理し「園芸福祉」の名の下に行われている諸実践を分析するための軸を設定したうえで、園芸福祉の類型化を試みていく。次に、実際に園芸福祉として各地で行われている活動からいくつかをピックアップし、地域＝コミュニティという視点を中心にそのモデルに位置づけてみる。そのことを通じて、園芸福祉と地域福祉、2つの概念の親和性が明らかになるだろう。そして、最後に、園芸福祉と地域福祉との間に接点、ないしは親和性を見いだすことで見えてくるそれぞれの概念の拡張可能性について指摘し結びとしたい。

2. 園芸福祉の定義とその含み

(1) 園芸福祉の誕生とその意義

園芸福祉という概念もしくは実践は、1990年代に日本に定着していった園芸療法と密接な関係があり、園芸療法の存在なしには園芸福祉の誕生はありえなかったといえる。「植物(庭、グリーンハウスを含む)あるいは植物に関連する諸々の活動(園芸、ガーデニングなど)を通して、身体、心、精神の向上を促し、かつ鍛える療法」⁽²⁾であり、作業療法の一つとして定義される園芸療法(Horticultural

Therapy) が日本に紹介されたのは 1980 年代初頭のことであった。1990 年代に入ると、園芸療法に対する社会の関心が急激に高まっていった。海外で園芸療法を学んできた実践者たちを中心とする園芸療法の研究や啓発・普及を行うグループが日本各地に結成されていくのと同時に、講演会やセミナー、ワークショップなどさまざまな形をとりながら園芸療法の啓発活動が盛んに行われるようになった。また、そのような状況において、全国で官民様々な主体が取り組んでいた「まちづくり（地域活性化）」の過程において園芸療法を活用する、あるいは活用する意向をもった自治体が全国にあらわれた（武山, 2014）。

しかし、同じ 1990 年代、園芸療法に対する関心が高まる一方で、園芸療法の定義をめぐる大きな混乱が生じるようになる。園芸療法の解釈において、治療・リハビリという本来の目的にその用途を限定するものから園芸に関係することを実践すればそれ即ち園芸療法であると主張するものにとるまで幅広い立場があらわれ、園芸療法というキーワードが独り歩きするという状況が生じてしまったのである（松尾, 2001; 2005、澤田, 2006）。

その混乱の原因は、園芸療法に内在する園芸性と療法性の間での葛藤であるといえる。後述するが、園芸療法は、その園芸性に由来するさまざまな「効用」をもち、そのさまざまな効用こそが、地域活性化を推し進めていた様々な立場の人々が自らの「まちづくり」に園芸療法を取り入れようとするもっとも大きな動機となっていた。しかし、その一方で、園芸療法の療法性、たとえば「治療とリハビリテーション」という目的のためにこれを利用する場合のみ園芸療法の呼称を用いる」といったような、園芸療法の専門的、治療的な技術としての側面の強調は、園芸療法が園芸を用いて行う療法であること由来するさまざまな効用を地域にもたらすことに大きく制限をかけてしまうことになった（長尾・武山、2002:61-63）。

そのような状況の下で生まれたのが園芸福祉（Horticultural Well-being）という概念もしくは実践である。「園芸福祉」という概念の創出、そして園芸福祉活動の全国への普及は、日本園芸福祉普及協会によるところが大きい。日本園芸福祉普及協会は、「植物や園芸・農芸作業を介してもたらされる福祉・健康・教育・環境・コミュニティ形成などへの効果の調査・研究、および普及・啓発・実践に関する事業を行い、人間の自然治癒力を高める代替医療的な分野を含め、園芸・農芸に携わることにより、生きがいをもち生涯現役で暮らすための環境や

地域設備の充実に寄与する」⁽³⁾ ことを目的とし、当時東京農業大学の学長であった進士五十八、群馬県のフラワービレッジ倉渕生産組合の理事長である近藤龍良、脳神経内科を専門とする医学者で当時広島国際大学教授の吉長成恭らを中心として、全国から産学官の個人・団体・法人を含めて約300人近い有志が集まり、2001年に任意団体としてスタートし、翌2002年に東京都から特定非営利活動法人として認証されて現在にいたる。

日本園芸福祉普及協会は、園芸福祉の名の下に行われる実践をととも幅広いものとして想定している。同協会では「花や野菜、果物、その他の緑の栽培や育成、配植、交換・管理・運営、交流などを通じて、みんなで幸福になろうという思想であり、技術であり、運動であり、実践」という進士による定義を協会の「園芸福祉」の定義として採用し、その定義の下で行われる園芸福祉の活動は、「青空のもと、さまざまな場所で営まれる植物の種子～発芽～成長～開花～結実～収穫というプロセスに幅広い年代の人々が参加、植物と接する活動を通して、楽しみや喜びを共有することであるから、その活動領域は、代替治療の分野から環境保全や地域・まちづくり、さらに情操教育や生涯学習、障害者・高齢者福祉まで幅広い分野」⁽⁴⁾ に及ぶとしている。

そのような様々な活動領域のなかでも、同協会が、園芸福祉が最も大きな効用を発揮する分野であると考えているのが、人と人とを結びつけ、コミュニティを形成していくまちづくり分野である。たとえば、同協会によれば、園芸福祉の活動は、「それぞれの家庭ばかりでなく、近隣や地域社会のなかで人々と交流しながら、楽しい時間の過ごし方やそれを体感できる場所や時間を作りあげていく活動」であるとしている（近藤・大野、2007:33）。

(2) 松尾英輔による園芸福祉の定義と園芸福祉の分析軸

「園芸福祉」は現代の日本にとって魅力的な概念であるが、その定義をめぐるやや混乱が生じている。日本園芸福祉普及協会の園芸福祉に対する考え、また、協会が行っている、あるいは支援している事業や活動は協会HPに掲げられているが、もし、それを誰かが確認したとしても、園芸福祉を定義すること、園芸福祉とよばれる活動を一言で表現することはとても難しいであろう。また、協会の定義から、園芸福祉とよばれる個々の実践を思い浮かべるのも同じように難しい

ことであろう。それほどにこの「園芸福祉」という概念は多様な地域、制度、活動分野、実践、事業、人材を包含している、あるいは包含しうる可能性をもっているのである。そうであるからこそ、園芸福祉の名の下に多くの人々が集まり、全国各地で多様な展開をみせているのであるが、その概念の包括性は、時に、(かつて園芸療法も園芸性と療法性の間ジレンマを抱え込んでいたように)、園芸福祉の実践現場に混乱をもたらすことがある。それは「私たちが行っていることがなぜ園芸福祉になるのか、逆に、私たちと同じような活動を行っているのにも関わらず、なぜあのグループの活動は園芸福祉とはよべないのだろうか」という混乱である。

園芸福祉概念はもう少し整理される必要がある。園芸福祉の概念がその具体的な実践と必ずしも十分に連動していないのは、それが具体的な個々の実践に即して整理されていないからであろう。園芸福祉の概念確立に理論的な面で最も大きな貢献をしたのが松尾英輔である。そこで、松尾の園芸福祉の定義や「効用」に関する議論を参考にしながら、園芸福祉の実践を分析するため枠組みを提案していく。

松尾は、園芸福祉について論じ始めた当初、園芸福祉を園芸療法との関係性においてとらえようとしている(2001, 2005)。園芸療法と園芸福祉はどのような点で異なるのだろうか? 松尾は、幸福(治療やリハビリも含めた身心の健康、人間的成長などを含めた生活の質「QOL」の向上)をより増進するために、すべての市民を対象に園芸のすべての効用を活用しようとする実践を「園芸福祉」とよんでいる。しかし、わたしたち市民のなかには、心身に何らかの不都合をもつために園芸を自分だけでは自由に行うことができない、したがってその効用を十分に享受するためには誰かの支援を必要とする人もいる。そのような市民(高齢者や障害者)が専門家に支援されることによって園芸のもつ効用を享受し、より幸福になろうとする手続きのことを松尾は園芸福祉と区別して「園芸療法」とよぶ(松尾, 2001:9)。

松尾のこの定義に従えば、園芸の効用を活用し健康で豊かに人間らしく生きることを目指すという志向性は、園芸療法、園芸福祉ともに共通しているが、誰を対象者とするのか、そして何を活動内容にするのか、そしてどう支援するのかの点において、両者の違いが大きくあらわれている(表1)。園芸療法が「心身の

面で療法的なかかわりを要する市民」(健常者以外の市民)を対象者とするのに対して、園芸福祉は、助言や指導があれば、あとは自分の力だけでも園芸を実践し、園芸の恩恵を享受できるすべての市民(健常者)を対象者としている。この対象者の属性の違いから、園芸療法が治療、リハビリテーション、介護・ケアなどを主な活動とし、園芸療法士と対象者との関係は治療的、カウンセラー的なものとなる。園芸療法士は、療法的なかかわりが必要な人を対象に園芸福祉の実現を目指すことから、専門化された知識と熟練した技術を獲得していることが要求され、対象者の心身の状況を理解した上でそれに合った園芸作業を活用できなければならないとされる。その一方で、園芸福祉の主な活動は、健康の維持増進や仲間づくり、まちづくりになり、園芸福祉士など専門家の対象者に対する関係はアドバイザー、インストラクター的になるとされる(松尾,2005:375-376)。

表 1 園芸療法と園芸福祉

項目	園芸療法	園芸福祉	
共通点	園芸を楽しみながら、その効用を活用して、健康で豊かに人間らしく生きることを目指す		
相違点	①対象者	療法的なかかわりが必要な人	健常者
	②活動のねらい	園芸を療法として使う	園芸を楽しむことを学んでもらう
	③活動内容	治療、リハビリテーション、介護・ケア	介護予防、健康の維持増進、生活の質の向上、仲間づくり、地域づくり
	④進め方	客観的に冷静に観察しながら本人の治療力を引き出す	ともに園芸を楽しむ
	⑤活動の性格	治療的、カウンセラー的	アドバイザー、インストラクター的
	⑥療法面での専門性	深い(高い)	浅い(低い)
	⑦施設・病院での他の療法的専門家とのかかわり	療法専門家なので、必ずしも必要ではないが、医師、看護師などと常に連携して被対象者にかかわることが望ましい	必要
	⑧⑦の専門家との関係	協同	支援・補助

(松尾,2001)

しかし、この定義では、園芸療法と園芸福祉は明確に区分されてしまい、それぞれが別個の、もう一方からは完全に独立している活動としてとらえられてしまう。実際には、園芸療法は園芸福祉の核となる活動であり、多くの園芸福祉実践プログラムにおいては園芸療法の技法が最も重要なものとして採用されているの

である。しかし、表1のような分類では、園芸療法と園芸福祉が、その対象者や活動のねらいや内容、性格において全く異なるものとして想定されており、園芸福祉はそこで、園芸の効用を活用する活動のうち園芸療法以外の、専門性の低い、残余カテゴリー的な扱いを受けることになってしまう。

その定義的な混乱を克服すべく、松尾は後の論文で園芸福祉を園芸療法の上位にある概念として位置づけている。すなわち、園芸福祉とは、「療法的かかわりを必要とする対象者に対して、きちんとした治療としての手続きを踏みながら、園芸活動を通して治療、リハビリテーション、介護ケアを実施する」園芸療法と「園芸活動を通して、介護予防、心身の健康の維持・増進、生活の質の向上、円滑なコミュニケーション、仲間づくりやまちづくりを推進するもので、対象者は限定しないし、決まった手続きは必要としない」園芸リクリエーションからなる活動であるとする位置づけである（松尾, 2013:40-42）。

松尾は園芸リクリエーションの活動内容として、仲間づくりやまちづくり（地域づくり）をあげているが、この場合、活動の主体、あるいは園芸リクリエーションの対象となるのは、必ずしも対象者、すなわち、個人である必要はなく、グループやネットワーク、地域（コミュニティ）であってもよいはずである。松尾のこの考えに従えば、園芸福祉の対象ないし活動の主体は、ミクロレベルからメゾ・マクロに至る、一方では療法的なかわりが必要な人、すなわち＜当事者＞から、他方は地域＝コミュニティまでの幅広い範囲が含まれている。この、当事者志向→地域志向が園芸福祉活動を分類する上で重要な一つの分析軸となる。

松尾が園芸療法の上位概念として園芸福祉を位置づけた論文（2013）においては、園芸福祉活動を整理し分類する上で重要なもう一つの含み、すなわち農耕及び園耕の「効用」が示唆されている。松尾は、「効用」を「私たちに好影響をもたらす現象」と定義したうえで、農耕・園耕が私たちにもたらす効用として、①生産的効用、②経済的効用、③心理的・情緒的効用、④環境的効用、⑤社会的効用、⑥教育的効用、⑦身体的効用、⑧人間的効用をあげている（表2）。本来、農耕・園耕にはそのような様々な効用があり、私たちの幸せを推進するためには、そこからより多くの効用を得る方が望ましい。しかし、農の近代化は、農耕・園耕を「労働効率、投資効率などいわゆる経済性を追及する産業的発想で行われるもの」へと、すなわち、農業・園芸業へ変質させていったと松尾は指摘する（松尾, 前

掲書:37-38)。

表 2 農耕・園耕の効用

効用	説明
①生産的効用	努力の成果として生産物が目に見える形になって達成感や喜び、意欲などを与えてくれること
②経済的効用	生産物を金銭に換算した時の評価で、生産物の売上によって生計を営むことや自家産品によって支出を減らすことができるようになること
③心理的・情緒的効用	植物の手入れをした時に得られる快-不快、沈静-昂揚、好き-嫌いなどの情感、活動自体やその成果を通して味わう達成感、自信、自己評価の高まり、共同作業などによって得られる連帯感や共通の価値観など
④環境的効用	植物のある場所や眺めが③心理的・情緒的効用を起こさせる環境として人に働きかけたり、植物が生活の場の環境条件を緩和して暮らしやすくしたり、植物が人と人との交流のきっかけとなったりすること
⑤社会的効用	生産物や活動そのものが人と人とのつながりの場やきっかけをつくり、家族の絆を強め、仲間づくりやまちづくりに発展するような人間関係の形成や発展、健全化に役立つこと
⑥教育的効用	子どもや素人に知識、知恵、思想など文化を伝え、人間社会の一員として生きることを学び・教える媒体、素材としての役割を果たすこと
⑦身体的効用	生産物や農耕・園耕活動が身体の調子を正常に保ち、病気への抵抗力をつけること
⑧人間的効用	①～⑧のすべての効用が相乗的に作用して、癒し、喜び、愉しみ、生きがいなどさまざまな快感を生み出し、私たちに笑顔をもたらしてくれること

(松尾,2013:)より作成

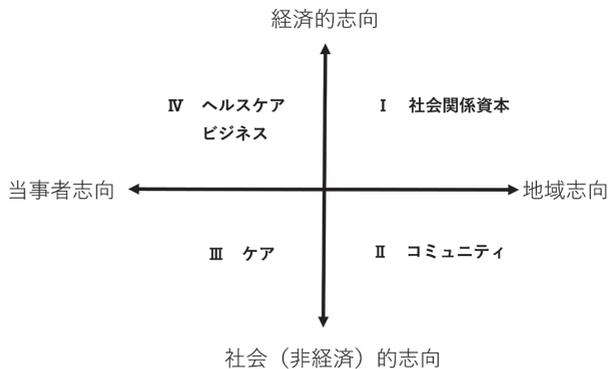


図 1 園芸福祉活動のモデル図

いわば、近代農園芸業は、①生産的効用、②経済的効用の追求だけが大きく突

出し、「いかに効率よく、売れる商品をより多く生産し、より多くの収益を得るか」がねらいとしてあり、その経済的商品を生産する仕事はときに苦役ともなる。そうすると、産業としての農耕・園耕のマイナスイメージだけが印象づけられ、他の効用の影が薄くなってしまい私たちからは見えにくいものとなってしまふ。

そこで、松尾は、農耕・園耕を産業から切り離してみることに、「芸」として、暮らしの一部として実践してみることを提案する。産業から切り離された農耕・園耕では、「農家に課されるような、失敗の許されない義務はない」から、気軽に③以降の効用を存分に味わうことができる。すなわち、「植物の手入れを楽しみ、その成長を喜び、収穫物を味わう、環境がよくなる、家族や近隣との関係が円滑になり、地域社会が緊密なものになる、子どもが植物を学ぶ、活動によって体力の衰えを遅らせるなどさまざまな効用を存分に味わうことができる」こと、それこそが園芸福祉という考えなのである（松尾, 2013）。ここで、園芸福祉活動を分類する上で重要なもう一つの分析軸が明らかとなる。それは、その活動が主として経済的な効用を追及するのか、それともそうではないのかという志向性、経済的志向－非経済的志向という軸である。

以上の松尾の園芸福祉の定義をめぐる議論から、園芸福祉の概念整理を行うための分析軸が構築できる。一つは、園芸福祉の対象、あるいはその活動の主体が、生活課題を抱えており何らかの支援を必要とする人（そういった人々をあえて「当事者」とよんでみるが）なのか、それとも「コミュニティ」であるのかによって「当事者志向／地域志向」という軸ができ、もう一つ、その効用が経済的な効用をねらいとするのか、必ずしもそうでなく農耕・園耕が本来持っている多様な効用全般を期待するのかによって「経済的志向／社会（非経済）的志向」という軸ができ、この2つの軸の組み合わせによって園芸福祉実践を4つのモデルとしてとらえることができる（図1）。園芸福祉の実践は、「Ⅰ社会関係資本」「Ⅱコミュニティ」「Ⅲケア」「Ⅳヘルスケアビジネス」の4つにカテゴライズされる。「Ⅰ社会関係資本」は、「地域志向／経済的志向」をあらわし、園芸福祉を通じたまちおこしなど事業化された園芸福祉がイメージされる。「Ⅱコミュニティ」は、「地域志向／非経済的志向」のモデルで、園芸福祉を通じた仲間づくり、まちづくりなどがこれに該当する。「Ⅲケア」は、「当事者志向／非経済的志向」に該当する活動で、いわゆる園芸療法とよばれる諸活動がここにカテゴライズされる。最後の「Ⅳヘルス

ケアビジネス」は「当事者志向／経済的志向」を示し、園芸福祉活動を組み入れた医療・介護ビジネスなどがこのモデルに当てはまる。

2. 園芸福祉の現状

現在、全国各地に園芸福祉の名の下に活動を行う組織・団体、あるいは個人が数多く存在している。それらの活動のうち、「NPO 法人土と風の舎」「グリーンズ H3O」「ひろしまね園芸福祉協会」「宝塚園芸福祉協会」の4つのグループの活動を取り上げ、「図1 園芸福祉活動のモデル図」に位置づけてみたい。

(1) 特定非営利活動法人土と風の舎

埼玉県川越市下小坂の地にある「こえどファーム」を拠点として様々な園芸福祉活動を展開しているのが特定非営利活動法人「土と風の舎」(以下土と風の舎)である⁽⁵⁾。埼玉県で1999年度から2002年度にかけて開催された「彩の国・癒しの園芸活動サポーター養成研修」を修了した渋谷雅史氏(代表理事)は、仲間たちとともに、園芸や農業を通して障害や世代、立場を超え、誰もが自然とふれ合える場(場所・機会・時間)をつくり、人々の心身ともに豊かでいきいきとした生活を支援することを目的とし、土と風の舎を2002年に結成、翌2003年にNPO法人として埼玉県から認証された。

土と風の舎では、「園芸や農を通して障がいや世代を超えて誰もが自然と親しみ、心も体もより豊かになること」を「癒しの園芸福祉」とよび、「福祉、医療、保健、介護、教育、保育、まちづくり、環境保全」などを活動の対象としているが、土と風の舎が行っている具体的な園芸福祉のプログラムを大別すれば、①「こえどファーム」での様々な農業体験、②訪問型園芸体験プログラム「おでかけ園芸ひろば」、③農園芸による障害者の自立・就労支援「みどりの架け橋」、④園芸福祉や園芸療法、の普及啓発・人材育成などの4つがあげられる。

「こえどファーム」は、「くりのき」「どろんこ」、「あおぞら」、「おひさま」と呼ばれる4つのエリア(農場)に分かれている参加体験型ファームで、ここで親子を中心とした農業体験である「親子で畑で遊ぼう!」やすべての市民の対象とする農業講座である「畑をみんなで楽しもう!」、後述する「アグリチャレンジ」などの活動が展開されている。

「お出かけ園芸ひろば」は、植物や自然にふれたいが機会・場所のない人に対して出張タイプの園芸・農業・自然体験プログラムを提供するものであり、例えば、認知症高齢者のグループホームで「園芸療法」（ただし、治療・リハビリを目的とする厳密な園芸療法ではない）を行う等の事業がこのカテゴリーに入る。グループホームでの園芸療法の、施設と業務委託契約を結んでおり、経費として支払われるものなからスタッフの交通費や日当を支払っている。

「みどりの架け橋」は、農業や園芸を活用した障害者の就労支援プログラムの総称であり、精神障害者を対象とする自立・社会参加プログラムである「アグリ商会」、こえどファームで行われる障害者の農業実習・就労訓練である「アグリチャレンジ」、精神障害者・発達障害者向けの各種訓練プログラムの開発・提案などの活動が行われている。渋谷氏によれば、アグリチャレンジには目的が二つあり、一つは精神科のリハビリテーションとして精神的な病気の症状で生じる「生活のしづらさ」を改善し安定した生活が送れるよう手助けをすることであり、もう一つは精神障害や発達障害のある人への就労支援である。

以上のような内容をもつ土と風の舎の園芸福祉実践によって提供されるのは、渋谷氏の言葉を借りるなら、「参加者一人ひとりの特徴、病状、症状等に応じた合理的配慮のもと障害があっても介護を受けていてもどんな方でも同じ立場とともに農を体験できるインクルーシブな農業体験」である（渋谷、2018:27）。また、土と風の舎の園芸福祉実践は、他の園芸福祉実践にも共通していることであるが、現行の社会福祉制度や農業、地域社会に対してオルタナティブなあり方をあらかず実践であるという側面をもつ（武山、2014:116-117）。土と風の舎が最近特に力を入れているのが障害者の農業分野における就労支援である。渋谷氏は、地域における障害者の農業就労を実現するためには、施設や特例子会社をつくるのではなく、地域の農家が障害者を受け入れてくれる環境を整備していくことが望ましいと考えている。障害者を農業就労者として受け入れることについて個々の農家だけでできることには限界があるので、足りない部分は市民団体が連携して担っていく必要があるが、その成否は地域の人々の関わりにかかっており、それが就業者支援に対する考え方を多様にしていくというのだ。

以上のような活動を展開する土と風の舎を園芸福祉活動のモデル図に位置づけてみると、図2のようになる。土と風の舎の園芸福祉活動は、「Ⅲケア」から「Ⅲ

コミュニティ」の領域を幅広くカバーしているが、どちらかといえば「Ⅲケア」の方にややアクセントがあるように見える。

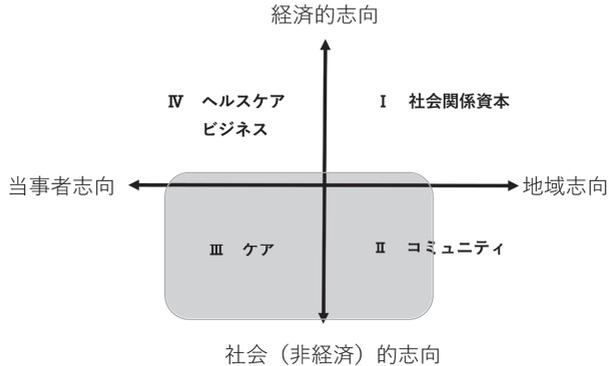


図2 園芸福祉活動におけるモデル図における土と風の舎の位置づけ

(2) グリーنز H3O

グリーنز H3O は、幼いころから植物が好きで小学校の卒業文集に「趣味は園芸」と書いた秦裕美氏が日本園芸福祉普及協会主催の初級園芸福祉士養成講座で知り合い、たまたま近所に住んでいた濱田恵子氏、大久保氏などと声を掛け合っ
て2004年に結成したボランティアグループ（任意団体）である⁽⁶⁾。同年、横浜市港南区のアドバイザー制度に登録したところ、全3回の高齢者向けのフラワーアレンジメント講座を担当してくれと声がかかった。講座が終わってお茶を飲んでいたら、向かいの横浜市港南中央地域プラザの庭が荒れていることに気づき、その植栽管理をやってみたいと要望したところ、区役所の担当者から承諾を得ることができた。植木の選定も業務に含められていたので、造園家で、これも初級園芸福祉養成講座の同期生である日高志郎氏を誘い、「園芸福祉」の活動として、2005年4月から横浜市港南中央地域プラザでの花壇の整備、植栽管理（月に1回、8月休み）を行うようになった。植栽管理においては、施設や景観を考えて植栽をデザインする。

とりわけ、「福祉」という枠組みで植栽を行う際には特別な工夫が必要となり、それを意識して活動を行っているという。植栽管理は、園芸福祉の活動のうち、

目立たない、とりわけその外からは可視化されることのない、地味な活動であるが、あらゆる活動のベースになってくるものである。そこに花壇や畑が整備されていて、植物（花や野菜）が植えられていなければあらゆる活動が成り立たない。

グリーンズ H30 メンバーである日高氏は、園芸福祉を始めた当初は「やってあげる」という意識が強かったが、今は「自分が癒されている」ことを感じている、地域プラザの前を通る人、とりわけ子どもたちとのコミュニケーションが生まれ、そのことが「まちづくり」や「福祉」につながるのではないかと考えているという。実際に植栽管理の活動をするなかで、活動するメンバーと地域の人々との小さなコミュニケーションが生まれているし、また、花壇に花や木が植えられていることを通じて、地域プラザを利用する人々、行きかう人々の間にコミュニケーションが生まれ、それがやがては地域のつながりに発展するかもしれない。

平成 24 年度には、横浜市港南区の区民運営企画講座「庭で見つける楽しみ果実とハーブの講座」を企画・開催した。これは、参加者が講座で得た知識を活かして「庭を舞台とした地域住民同士の交流」につながることを期待する、「ケアプラザ花壇見学ツアー」「果物の収穫とジャムづくりのお話」「タッジーマッジー（魔よけのブーケ）づくり」「ジャムづくり講習と茶話会でテイスティング」など全 5 回の講座で、グリーンズ H30 を母体として、園芸福祉士、園芸療法士、造園技能士、園芸装飾技能士、グリーンアドバイザー、ハーブインストラクターなどの専門技能を持ったメンバーが加わった「爽庭会」が運営する講座である。

2019 年に、長年の地域における活動が認められ、第 30 回「みどりの愛護」功労者国土大臣表彰を受賞して以降、メンバーのやる気が変わってきた。メンバーも 2 人増え、12 人となるが、うち 6 人が園芸福祉士である。H30 のメンバーは、個人としても自身の資格や特技を活かし、活動の幅を広げている。例えば、秦氏は、H30 での活動の他に、東永谷地区センターや平塚市の花菜ガーデンでフラワーアレンジメント等の講座で講師を担当したり、公会堂のベンチ花壇の整備や里山ガーデンフェスタへのボランティア参加したりするなど個人としても花や緑への関わりあいを広げてきている。

「グリーンズ H30」を園芸福祉活動のモデル図に位置づけてみると、図 3 のようになる。グリーンズ H30 としての園芸福祉活動は、横浜市港南中央地域プラザでの花壇の整備、植栽管理に特化されているで、「Ⅲコミュニティ」のなかに

おさまっている。

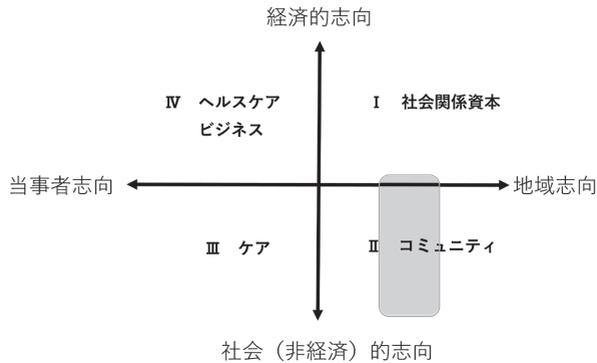


図3 園芸福祉活動におけるモデル図におけるグリーンズH30の位置づけ

(3) ひろしまね園芸福祉協会

ひろしまね園芸福祉協会は、2005年10月、園芸福祉士の資格試験で出会った仲間たちが、広島及び島根両県の有資格者（初級園芸福祉士及び園芸福祉士）への情報発信を目的として発足した⁽⁷⁾。また、「ひろしまね園芸福祉協会設立趣旨」によれば、広く一般の人々に対し、園芸・農芸作業を介してもたらされる福祉・健康・教育・環境・コミュニティなどへの効果の調査研究、および、普及・啓発・実践に関する事業を行い、園芸・農芸に携わることにより、生きがいを持ち生涯現役で暮らすための環境や地域整備の充実に寄与することも協会の目的として掲げられている。

2009年以降は、日本園芸福祉普及協会の受託事業を中国地方の地方協力団体として実施しているが、その他にも「植物と接して、仲間をつくり、みんなで幸せになろう」をテーマとして独自にさまざまな企画活動を実施している。呉市のグリーンヒル郷原で2007年から開催されている「植物講座」は、毎月第2土曜日に、ガーデンで野菜の栽培や草花を植えて楽しんだり、研修室でのクラフト（ブルーベリージャムづくりや草木染、正月の寄せ植え等）を行ったりすることを通じて地域の人たちが交流する場であり、また同時に園芸福祉活動のスキルも学ぶ機会を提供する場でもある。初代代表であった高松雅子氏の「緑の風景」がプ

ロラム等の企画をし、現代表の小田原裕紀氏や事務局長の進藤文典氏がガーデン管理や畑の耕作にあっている。

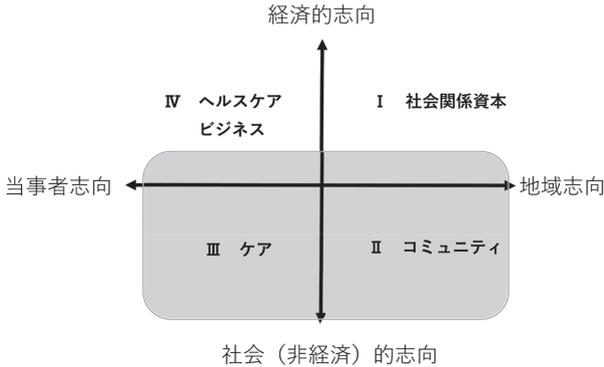


図4 園芸福祉活動におけるモデル図におけるひろしまね園芸福祉協会の位置づけ

呉市民の花である椿にもっと馴染んでもらいたいということから、2007年から始まったのが「呉・椿プロジェクト」である。その活動内容は、椿の挿し木、椿の葉の図書館への寄付や姉妹都市との国際交流での活用、椿の炭で濾過した日本酒の大和ミュージアム等での販売、椿油の販売、椿油のポップコーンの実演販売など多岐にわたっている。

2014年から始まった「花活」は広島発の新語である。2014年成立施行された花き振興法にもとづいて、広島県に「広島花きイノベーション事業推進協議会」が発足、日本園芸福祉普及協会も協議会の一員となり、ひろしまね園芸福祉協会が「花活」の活動に参加した。「花活」とは、具体的には、社会福祉施設等で「生活に花を取り入れて心豊かに暮らす」試みとして利用者さんにフラワーアレンジメントを1時間程度楽しんでもらい、同時に脳の活性化効果も期待する活動である。最近では、事務局長の進藤氏が中心となり、竹原市の社会福祉法人的場合と連携して、高齢者が気軽に花活に参加することのできる低コストの手法を開発し、「的場合式花活」として、的場合のデイサービス施設で花活を継続し、利用者がきれいな花を手に取り、きれいに見えるように配置することで心を癒してもらうのと同時に、認知機能の低下を防ぐ効果の検証も行っている。

ひろしまね園芸福祉協会の協会としての活動は、以上のように多岐にわたっているが、同時並行で行われるメンバー個々の活動もまた多彩であるといえる。ひろしまね園芸福祉協会の代表でもある小田原裕紀氏は、定年退職するまで長年勤務してきた広島岳心会の運営する障害者支援施設「野呂山学園」を中心とし自らの園芸福祉活動、施設の利用者が生産した花を施設の入り口で利用者自ら販売する「軒先販売」などを展開してきた。また、事務局長である進藤文典氏も、「的場会式花活」における支援活動や広島県立呉特別支援学校の生徒達とともに呉市役所昭和支所でプランターに花を植える園芸福祉活動を継続している。

また、メンバーの一人である信谷美智子氏は、「広の庭づくりプロジェクト」を展開している。JR 広駅前北東約 300m にある白岳中学校通学路沿いの庭を 2013 年頃から整備し、その約 600㎡の「庭」で、ハーブや野菜、麦など約 100 種類を育てている。その庭には、子ども専用の遊びスペースなども設けてあり、庭づくり作業の合間に、収穫したサツマイモを焼いて茶会を開いたり、お花見会を催したりすることを通じて、住民の交流を深めている。作業を通じて、メンバーの年齢層をこえて仲間意識が広がり、通行人から喜びの声が上がり、ゴミの投げ捨てが少なくなり周辺の景観の改善につながるなど、「まちづくり」は着実に進んでいるという。

「ひろしまね園芸福祉協会」を園芸福祉活動のモデル図に位置づけてみると、図 4 のようになる。ひろしまね園芸福祉協会は、個人としても活動する園芸福祉士やいくつかの下位団体から構成されているのでその園芸福祉活動は実に幅広く、園芸福祉活動のミクロからメゾ・マクロレベルまでの幅広い領域が含まれている。

(4) 宝塚園芸福祉協会

平成 4 年に宝塚市で「女性ボード」が開始されるが、長尾地区の女性ボードのメンバーの一人が高槻で開催された初級園芸福祉士の講座を受けたことをきっかけとして、現会長の金岡重子氏、事務局長の立川文代氏も初級園芸福祉士の資格を取得した。平成 16 (2004) 年に宝塚園芸福祉協会を設立し、1000 年の歴史を誇る植木のまちである宝塚山本を拠点に活動を開始した⁽⁸⁾。協会設立から 3 年間協会で初級園芸福祉士養成講座を実施し、地域に園芸福祉士の資格取得者を増

やしていった。平成 19（2007）年に社会的な信用を得ることを目的に NPO 法人を取得する。

初期の頃は、花と緑のサポート隊、宝塚チェリー会や木接太夫絵本発行などの活動も行っていたが、現在は「ゆうゆうガーデン」、「楽農すくすく塾」「わくわくファーム宝塚」を事業の三本柱としている。平成 18（2006）年より開始した「ゆうゆうガーデン」は畑で 30 人の仲間ともに野菜作りを楽しむもので、毎週水曜日を活動日としている。平成 22（2010）年より始まった「楽農すくすく塾」は、子どもたちに畝づくり、種まき、草取りから収穫に至るまでの野菜作りのプロセスを体感してもらいながら、食育や環境についても学んでもらう塾で、平成 26（2014）年開始の「わくわくファーム」は、地域の人々や子育てグループに野菜の収穫体験を楽しんでもらうもので、子どもたちが土に触れて遊ぶことのできる「遊びの広場」もある。2021 年には「阪急阪神未来のゆめ・まち基金」の助成団体に選ばれた。

平成 10 年頃から植木の街であった山本の都市化が顕著なものになり、宅地や公園が増えてきた。そのような社会環境の変化に伴い、新しい社会福祉を目指して、「畑は人を裏切らない」「野菜を介して人とつながる」をモットーとする園芸福祉が展開されていった。金岡氏や立川氏は、園芸福祉士の役割は「仕組みを作り人をつなぎ、喜びを共有すること」であると考え、園芸福祉プログラムの仕組みづくりやそこに参加する人たちの人間関係の調整に細心の注意を払っているという。

「宝塚園芸福祉協会」を園芸福祉活動のモデル図に位置づけてみると、図 5 のようになる。宝塚園芸福祉協会の園芸福祉活動は「Ⅲコミュニティ」の領域に集中していると考えられる。

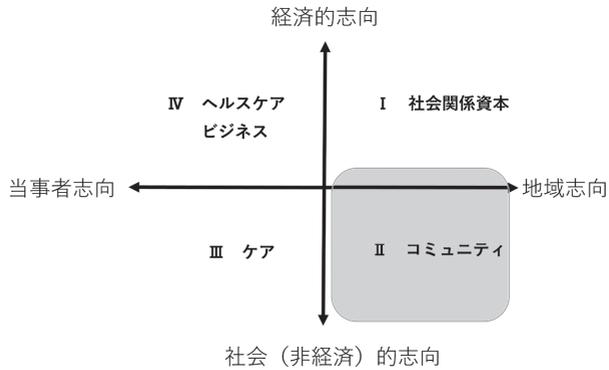


図5 園芸福祉活動におけるモデル図における宝塚園芸福祉協会の位置づけ

以上4つの団体の園芸福祉活動を「園芸福祉活動におけるモデル図」に位置付けてみたが、「当事者志向／地域志向」軸でみるならば、当事者志向から地域志向を広くカバーする活動もあれば、地域志向の比較的狭い分野で活動するものもあるといったように、実践内容は、園芸福祉を実践する団体の性質、あるいはそのメンバーの資格や志向性によって様々であるといえる。一方、経済的志向／社会（非経済）的志向という軸でみるならば、モデル図の下の方（社会的志向）に活動が偏っている。この点は、園芸福祉が、経済的効用だけが追及される近代的な農耕・園耕へのアンチテーゼとして生まれた概念であるということから考えれば、ある意味当然であるともいえるだろう。また、本稿が取り上げた実践ケースでは、モデル図の上の方、すなわち経済的志向を示す活動はほぼみられなかったとはいえ、想定としてそのような活動は存在しうるのである。なぜならば、「園芸福祉」は経済的効用のみが追及されることに警鐘を鳴らすものであるが、経済的効用そのものを否定しているわけではないからである。経済的志向を示す領域、すなわち、「I 社会関係資本」「IV ヘルスケアビジネス」に位置づけられる園芸福祉活動を模索することは、また園芸福祉の可能性を広げることへとつながっていく。

また、このモデル図が示している園芸福祉の概念は、地域福祉の概念、とりわけコミュニティソーシャルワークの考え方、活動と親和性をもっている。

3. 園芸福祉と地域福祉の親和性

(1) 地域福祉の概念

そもそも地域福祉とは何か？ 大橋謙策によれば、戦後の用語として登場してきた「地域福祉」は抽象的・理念的に「地域住民の福祉増進」という意味で用いられ、比較的早い時期から制度化が進んでいた老人福祉や児童福祉とは異なり、社会福祉制度上で明文化された規定をもたない活動や理念と考えられていた（大橋、1999:10）。しかし、1960年代後半から1970年代にかけて、イギリスからコミュニティケアの概念が輸入され、東京都や中央社会福祉審議会がこのキーワードを正式に用いるようになると、1970年代から1980年代の間に、岡村重夫を嚆矢として、右田紀久恵、真田是、永田幹夫、三浦文夫、大橋謙策によって、地域福祉とは何かを問う試み、すなわち地域福祉の理論的な体系化が試みられた。例えば、岡村は、地域福祉の要素として①居宅ケアと施設ケアを含み最も直接的具体的援助活動としてのコミュニティケア、②コミュニティケアを可能にするための前提条件づくりとしての一般的な地域組織化活動と福祉組織化活動からなる地域組織化活動、③個人の社会生活上の困難の発生を予防する予防的社会福祉の3点をあげ、地域福祉の構成要素としている（岡村、1970;1974=2009）。

一方、大橋に従えば、地域福祉とは、「自立生活が困難な個人が、地域において自立生活できるようなネットワークをつくり、必要なサービスを総合的に提供することであり、そのために必要な物理的、精神的環境醸成をはかるため、社会資源の活用、社会福祉制度の確立、福祉教育の展開を総合的に行う活動」である。大橋の地域福祉論においては、地域における自立生活困難者の自立生活支援が中心に据えられており、それを実現するために福祉教育などによる地域住民の主体形成や住民参加が論じられ、また、地域福祉実践のためのスキルとしてコミュニティソーシャルワークが重要視されている（大橋、1999）。

2000年の「社会福祉の増進のための社会福祉事業等の一部を改正する法律」、いわゆる社会福祉法では、その第4条で「地域福祉の推進」が次のように位置づけられている。

(地域福祉の推進)

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いなが

ら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

社会福祉法では、「地域福祉」が何であるのかを明確に定義しているわけではないが、その第4条を読めば、「地域住民等（地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者）」が主体となって、「福祉サービスを必要とする地域住民」の「地域生活課題」を把握し、「支援関係機関」との連携によってその解決を図るよう留意することが「地域福祉」として想定されていることがわかる。この社会福祉法の「地域福祉」に対する考え方は、上に示した大橋による地域福祉の概念に近いといえよう。

(2) 園芸福祉との親和性

大橋が、そのような地域福祉を実現するための重要なツールであると考えているのがコミュニティソーシャルワークである。コミュニティソーシャルワークは、コミュニティワークやコミュニティケアと同様イギリス発の概念で、周知のように1982年の「パークレー報告」において、小地域を基盤としたソーシャルワークとして提案されたものである。日本においては、「地域福祉」とは何かが明確

化されそれを制度化していく流れの中でその概念が取り入れられ、大橋謙策らによって日本流にアレンジされ理論化されてゆく。大橋は、コミュニティソーシャルワークには、「フェイス・ツー・フェイスに基づき、個々人の悩みや苦しみに関しての相談（カウンセリング）や個々人が自立生活上必要なサービスは何かを評価（アセスメント）し、必要なサービスを援助する個別援助の部分とそれらの個別援助を可能ならしめる環境醸成やソーシャルサポートネットワークづくりとの部分があり」、それらを総合的に展開する活動がコミュニティソーシャルワークであると述べている（大橋、1999:180）。すなわち、地域におけるミクロレベルでの個人や家族の地域自立生活の支援とメゾ・マクロレベルにおけるソーシャルサポートネットワークづくりや社会資源やサービスの開発など（地域づくり）を同時進行的に進めていくことがコミュニティソーシャルワークであるという理解である。

もし、コミュニティソーシャルワークがそのような考えにもとづく援助技術であるとするならば、それは、「植物を通して」という制限こそはつくものの、ケアを必要とする人、すなわち〈当事者〉に対して個別に必要な支援を行うこと（たとえばひろしまね園芸福祉協会の「花活」）から、そのような〈当事者〉を地域、社会へとつなげていくこと（土と風の舎の障害者の就労支援プログラムやひろしまね園芸福祉協会・進藤氏の広島県立呉特別支援学校の生徒達との園芸福祉活動）、そして、地域＝コミュニティそのものをつくっていくこと（H30の植栽管理や宝塚園芸福祉協会の活動、ひろしまね園芸福祉協会・信谷氏の「広の庭づくりプロジェクト」）まで、ミクロからメゾ・マクロレベルを幅広くカバーする概念、技術である園芸福祉と大きな接点、親和性をもつ。

その接点ないし親和性の中に、園芸福祉の地域福祉への援用可能性がみえてくる。土と風の舎の渋谷氏は、「こえどファームは地域に暮らす様々な人々を結びつける地域コミュニティとしての役割を持ち地域福祉の一端を担っている」と語っていた（渋谷, 2018:27）。地域の生活課題解決の手段は一つではなく、無数にあるはずなのだが、その無数の解決手段は地域に暮らすさまざまな人々の無数の結びつきのなかから生まれてくるのだと（武山, 2015:180-181）。

園芸福祉の実践からは、地域＝コミュニティの新しい形がみえてくる。それは、地域福祉が想定する「地域」を改定していく可能性を秘めている。いわゆる

地域福祉論においては、「地域福祉」が何であるのかについては多くの論者が問い、さまざまな視点から答えが出されてきた。その一方で、「地域」が何を指しているのかについてはあまり議論がされてこなかったのではないだろうか。例えば、柴田は、地域福祉の対象となる「地域社会」を「限られた範囲での人間の社会関係の様態」として定義し(柴田, 2009:41)、その上で地域福祉を「(市、町、村、近隣などの)地域で支える福祉」と「地域が支える福祉」によって成り立つとしている(前掲書:2)。また、大橋は、地域が日常生活において人々が行き来する生活空間、地縁集団として心理的アイデンティティをもてる空間、政治・行政機構としての市町村や都道府県など多義的なキーワードであることを指摘したうえで、「しかしながら、1990年以降の社会福祉の考え方の中では基礎自治体である市町村を基盤として地域を考え、かつ心理的に支え合いたいと思える心理的アイデンティティをもてる地域、身近なところでサービス面として、システムとして利用できる地域として考える必要がある」と述べている(大橋, 1999:3)。すなわち、それは、「地域」を、基礎自治体である市町村と、そのなかに福祉圏域として設定される小地域からなるシステムとしてとらえる視点である。「1990年以降の社会福祉の考え方」とは、ゴールドプランからいわゆる八法改正を経て展開されていった市町村中心の在宅福祉(地域福祉)へのパラダイムシフトを指すと思われるが、柴田やこの大橋の「地域」についての説明からもうかがえるように、地域福祉論において議論されている「地域」とは、行政単位としての市町村及びその中の日常生活空間で福祉サービスの供給単位でもある小地域であり、いわば限られた空間的な範囲としての地域なのである。

それに対して、園芸福祉の実践者たちは地域なるものをもう少し違った角度からとらえている。園芸福祉の多くの実践者たちは、園芸福祉の効用として、「コミュニティをつくること(まちづくり)」を最も重要なものの一つとして考えているが、彼らが口にする「コミュニティをつくる」、「まちづくり」とは、伝統的な地域共同体の回復を意味する言葉ではないし、行政単位としての市町村をよりよいものにしていくということなのでもない。コミュニティあるいは「まち」として彼らが指示するものとは、園芸福祉の実践を通じて人と人同士がつながるネットワークと、そのネットワークのなかで生まれる「仲間の信頼、協力」、そしてその効用の総体、すなわち「社会関係資本」であり(Putnam, 2000)、あるいは広井(2006)のいう「都

市型のコミュニティ」のことであろう。園芸福祉の実践者たちが口にするコミュニティ（地域）には、多くの場合、地域福祉論における「地域」で明確であった「場所」性が欠けているのである。（武山, 2017:109-110）。

広井（2010）は、「地域における拠点的な意味を持ち、人々が気軽に集まり、そこで様々なコミュニケーションや交流が生まれるような場所」を「コミュニティの中心」とよび、神社やお寺、学校、福祉・医療関連施設などをその例としてあげている。また、広井は「コミュニティの中心」は、コミュニティの「外部」との接点、コミュニティにとって「外に開かれた窓」となる場所だというのが（広井, 2010:29）、園芸福祉の実践者たちにとって園芸福祉とは、まさにそのような場所、「コミュニティの中心」ではないだろうか。園芸福祉におけるそのような地域＝コミュニティの捉え方は、地域福祉における「地域」を空間的な制約から解き放つはずである。

4. 園芸福祉と地域福祉—結びにかえて—

園芸福祉のモデル図は、地域福祉における「地域」を考える上でもう一つの重要な含みを示している。地域福祉ないしはコミュニティーソーシャルワークにおける「コミュニティ」に関して近年最も活発に議論されているものの一つに「ケアリングコミュニティ」がある。大橋は、ケアリングコミュニティを「福祉サービスを必要とする人を社会的に排除するものではなく、地域社会を構成する1人として包摂することであり、要支援者を日常生活圏域の中で支えていく機能を有している地域社会」とし（大橋, 2014: v）、また、それは、岡本重夫による「一般コミュニティ」「福祉コミュニティ」という2原論を超えて、「一般コミュニティを福祉コミュニティにつくり変えていき、地域に住んでいる社会的不利条件をもつ少数者の特殊条件に関心をもち、それらの人々を受容し、支持しつつ援助できる新しい地域社会」であるとしている（大橋, 2015:3）。いわば、ケアリングコミュニティとは、地域福祉論において、地域福祉が展開されるべき理想的なアリーナである。しかし、「ケアリングコミュニティ」はやはり場所性にとらわれ、それが空間的範域であることに束縛されてはいまいか。そればかりか、このケアリングコミュニティという概念は、相変わらず福祉サービスを必要とする人を「支援される者」と「支援する者」という関係性の中に閉じ込めることにつながっては

いないか。大橋の定義するケアリングコミュニティにおいては、福祉サービスが必要とする人は一貫として「受容され、支持され、援助される側」にあるからだ。

田辺は、北タイの HIV 感染者・患者たちの自助グループの事例を取り上げながら、その<コミュニティ>においては、「HIV 感染者であり、エイズ患者であり、自助グループのメンバーであるというアイデンティティがある」とすれば、それは消去されるものである」と考えられ（田辺, 2008:92）、「[ケアする者]と[ケアされる者]という一元的な関係ではなく、ケアをとおして家族、親族とは異なった親密性に基づく関係性が作りあげられてい」き、「HIV 感染者という他者性はしだいに溶解していくように見え」、「ケアの苦勞によってケアする者は奴隷のようになるのではなく、ケアによって生まれる楽しさを味わうことができる」と述べている（田辺, 前掲書:123）。そして、「こうした非感染者たちの感染者コミュニティへの参加は、このコミュニティが感染者だけの福祉とケアを実現する閉じた親密空間ではなく、外部に向かって開かれ異質な部分との対話と交渉とも可能にする社会空間であることを示して」おり、そのようなくコミュニティ>、社会空間における「自己統治」は、近代医療の知識に基づく健康の自己管理、あるいは社会的マネジメントの対象としての「コミュニティ」を媒介とした自己責任による健康増進の考え方とは全く異なっていることを田辺は指摘している（前掲書:132）。

松尾（2013）に従えば、園芸福祉とは、生産的効用、経済的効用に偏ることなく農耕・園耕のあらゆる効用を十分に活用することで、その領域で活動する人を「苦役」から解放する試みであった。同じように考えるなら、園芸福祉の概念は、過度に療法（ケア）に偏ることなく、農耕・園耕がもつあらゆる効用を十分に活用することを媒介として、それが実践される場所を「感染者だけの福祉とケアを実現する閉じた親密空間」から「外部に向かって開かれ異質な部分との対話と交渉とも可能にする社会空間」に変更することができるのではないだろうか？ たえば「障害があっても介護を受けていてもどんな方でも同じ立場でともに農を体験できるインクルーシブな農業体験（土と風の舎）」の提供を目的とする園芸福祉実践によって生まれる<コミュニティ>は、田辺のいう「ケアのコミュニティ」あるいは「生社会コミュニティ」と同じように、社会的マネジメントの対象としての「コミュニティ」というコミュニティ観の改訂を否応なしに私たち

に突きつけてくるだろう。

また、その逆に、地域福祉の、というより、地域における障害者自立生活運動から広く社会に浸透しつつある「当事者主権」という視点は、園芸福祉の概念に新たな視座を与えるかもしれない。中西・上野によれば、当事者主権とは、「私が私の主権者である、私以外のだれも一国家も、家族も、専門家も、私がだれであるか、私のニーズが何であるかを変わって決めることを許さない、という立場の表明」である（中西・上野, 2003:4）。人間はニーズを満たさない限り生きてはいけませんが、要支援者に限らず、誰もが他者から支援してもらわなければニーズを満たすことはできない。たとえ、＜私＞がニーズを満たすためにどれだけたくさんの人から支援を受けていたとしても、自分が何者であるのかと自分で決めることができ、自分のニーズを自分で決定することができる限り、すなわち、自分自身の人生に対する主権を行使することができるかぎり、その人は「自立」しているといえるのである（中西・上野、前掲書）。園芸福祉、とりわけ「療法的かわりを必要とする対象者に対して、きちんとした治療としての手続きを踏みながら、園芸活動を通して治療、リハビリテーション、介護ケアを実施する」園芸療法領域は、この視点を大きく欠いていたのではないか。「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「認知症高齢者」とカテゴライズされ、医師や看護師、園芸療法士といった専門家のリハビリテーションやケアの下に管理される園芸療法の「対象者」に、「私がだれであるか」、あるいは「私のニーズが何であるか」を決める権利は留保されていないのではないか。「当事者主権」という発想は、園芸福祉のその盲点を白日の下にさらすのである（私が「園芸福祉活動におけるモデル図」の分析軸を設定する際に、園芸福祉の対象（活動の主体）をあらわす軸の一方、「生活課題を抱えており何らかの支援を必要とする人」を対象とする志向性のことを「当事者志向」とよんだのはそのような理由によるものである）。

注

- (1) 特定非営利活動法人日本園芸福祉普及協会（以下「日本園芸福祉普及協会」）のHP (<http://www.engeifukusi.com/>) より (2023年1月5日閲覧)。
- (2) 財団法人日本緑化センターによる園芸療法の定義である（日本緑化センター、1992:3）。日本緑化センターは園芸療法に関する情報発信、日本各地でのワークショップ開催、海外とのネットワークづくり、研究者間の交流の場づくりなどを行い、園芸療法の日本への定着に大きな役割を果たしてきた。
- (3) 日本園芸福祉普及協会のHP (<http://www.engeifukusi.com/>) より (2023年1月5日閲覧)。
- (4) 日本園芸福祉普及協会のHP (<http://www.engeifukusi.com/>) より (2023年1月5日閲覧)。
- (5) 特定非営利活動法人土と風の舎の代表理事である渋谷氏に対しては、2013年8月に川越の「こえどファーム」を訪問しヒアリングを行った。それ以降も数度にわたって渋谷氏に対するインタビューを行い、その実践内容や活動の方向性、園芸福祉に対する考え等についてお話をうかがった（武山, 2014; 2015）。その後も渋谷氏には定期的にヒアリングを行い、その園芸福祉活動の課題や将来展望について確認させてもらい、事業に関する貴重な資料を提供していただいている。
- (6) 「グリーンズ H3O」へのヒアリングは、2014年の3月に活動拠点である横浜市港南中央地域プラザを訪問して行い、その実践内容や園芸福祉に対する考えや実践の方向性などについてお話をうかがった（武山, 2014; 2015）それ以降も秦氏に対しては、定期的にインタビューを行い、グリーンズ H3O の園芸福祉活動の変化や課題などについて確認させてもらっている。
- (7) ひろしまね園芸福祉協会へのヒアリングは、2015年9月に、同協会代表である小田原氏が当時勤務していた呉市郷原町の野呂山学園を訪問し、小田原氏と事務局長の進藤氏に対して行い、協会全体としての活動についてお話をうかがった。また、進藤氏に対する個別インタビューを2016年3月2日に呉市の呉阪急ホテルにおいて、小田原氏に対する個別のインタビューを同年2016年9月23日に野呂山学園において実施し、個人としての園芸福祉観や園芸福祉の方向性などについてインタビューした（武山, 2017）。それ以降も数度にわたって呉市を訪問し両氏にお話をうかがったり、広島・島根両県で活動を行うメンバーの活動拠点を訪問し、その園芸福祉活動の詳細を見学させていただいたりしている。ひろしまね園芸福祉協会の活動は本文中にも示している通り多様であり、その全体像についてはまた稿をあらためて論じてみたい。
- (8) 宝塚園芸福祉協会へのヒアリングは、2022年8月に、宝塚市の活動拠点を訪問し、会長の金岡氏、事務局長の立岡氏に対して行った。実際に「ゆうゆうガーデン」の活動を見学させてもらい、その他の活動や協会設立やこれまでの経緯、園芸福祉に対する考え方についてお話をうかがった。

参考文献

- 広井良典, 2006, 『持続可能な福祉社会—「もうひとつの日本」の構想—』ちくま新書。
 広井良典, 2010, 「コミュニティとは何か」, 広井良典・小林正弥（編）『コミュニティ—公共性・コモンズ・コミュニティアニズム（双書 持続可能な福祉社会へ：公共

- 性の視座から 第1巻)』勁草書房。
- 近藤龍良・大野新司, 2007, 『園芸福祉の範囲・領域』, 日本園芸福祉普及協会編『園芸福祉入門』創森社。
- 松尾英輔, 2001, 『園芸の新しい役割—植物とのかかわりで治療や生活の質(QOL)の向上を目指す園芸療法と園芸福祉—』, 社団法人日本施設園芸協会『施設と園芸』No. 114: 6-9.
- 松尾英輔, 2005, 『園芸福祉はいま—誕生, 現状, そして, 展望—』, 『園芸学研究』第4巻第4号: 373-378.
- 松尾英輔, 2013, 『農領域における福祉—二つの流れを踏まえて—』, 『農業および園芸』第88巻第1号: 32-42.
- 長尾譲治・武山梅乗, 2002, 『<園芸療法>の境界線—園芸療法の社会福祉モデルとコミュニティ—』, 駒澤大学文学部社会学科『駒澤社会学研究』第34号: 29-90.
- 中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店(岩波新書)。
- 日本緑化センター, 1992, 『ホーティカルチュラル・セラピー(園芸療法)現状調査報告書』。
- 大橋謙策, 1995 『地域福祉論』放送大学教育振興会。
- 大橋謙策(編著), 2014, 『ケアとコミュニティ福祉・地域・まちづくり—』ミネルヴァ書房。
- 大橋謙策, 2015, 『新しい社会福祉としての地域福祉とコミュニティソーシャルワーク』, 日本地域福祉研究所監修/中島修・菱沼幹夫編著, 2015, 『コミュニティソーシャルワークの論理と実践』中央法規出版。
- 岡村重夫, 1970, 『地域福祉研究』柴田書店。
- 岡村重夫, 1974=2009, 『地域福祉論(新装版)』光生館。
- 奥田道大, 1993, 『都市型社会のコミュニティ』勁草書房。
- Putnam, R. D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon&Schuster. (= 2006, 柴内康文訳『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生』柏書房)。
- 澤田みどり, 2006, 『日本における園芸療法導入と展開(下)』, 『週間農林』第1961号: 6-7.
- 柴田謙治(編著), 2009, 『地域福祉』ミネルヴァ書房。
- 渋谷雅史, 2018, 『インクルーシブな農業体験を目指して—こえどファームの取り組み—』, 『都市農地とまちづくり』第73号: 24-27.
- 高松雅子, 2013, 『特定非営利活動法人緑の風景『ハーブを活用した地域での園芸福祉活動』』, 『農業および園芸』第88巻2号: 308-314.
- 武山梅乗, 2014, 『園芸福祉の誕生—オルタナティブな地域, 福祉, 農業を目指して—』, 駒澤大学文学部社会学科『駒澤社会学研究』第46号: 101-122.
- 武山梅乗, 2015, 『「未発の社会運動」としての園芸福祉—「新しい社会運動」論の観点から—』, 駒澤大学文学部社会学科『駒澤社会学研究』第47号: 169-191.
- 武山梅乗, 2017, 『「コミュニティの中心」としての園芸福祉—「ひろしまね園芸福祉協会」の事例を通じて—』, 駒澤大学文学部社会学科『駒澤社会学研究』第47号: 169-191.

- 武山梅乗, 2019, 「園芸福祉と社会資源の開発—京都市山科区の事例を通じて—」, 駒澤大学文学部社会学科『駒澤社会学研究』第52号: 23-54.
- 田辺繁治, 2008, 『ケアのコミュニティ—北タイのエイズ自助グループが切り開くもの—』岩波書店.
- 豊田正博, 2013, 「園芸福祉・園芸療法のこれから—エビデンスの蓄積・活用にもとづいた活動により, あらたな扉を開けよう—」『農業と経済』79 (10), 75-80.
- 吉長成恭・進藤丈典・中川勝喜・石倉英樹, 2022, 「園芸福祉活動による認知症および介護度の重症化予防効果」『甲子園短期大学紀要』第40号, 3-10.